

さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



贈与税の申告書の作成・送信は
確定申告書等作成コーナー から!

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動判定

添付書類や特例の適用要件のチェックも可能♪



自宅から

贈与税の申告はご自宅のパソコンで♪

※スマートフォンでは作成できません。



「自宅からのe-Tax」 3つのメリット!

税務署への持参



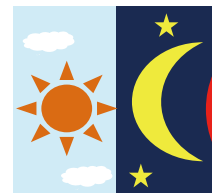
不要

印刷・郵送代



不要

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

👍 e-Taxでは、特定の添付書類について、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

贈与税の申告について

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②に該当する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用する場合

裏面もご確認ください

申告書は「確定申告書等作成コーナー」で作成・送信できます。

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力

e-Taxで送信して提出 マイナンバーカードを使って送信

スマートフォンで読み取り

QRコード読み取り



マイナポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードをスマートフォンで読み取る。

(注1) QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(注2) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)にマイナポータルアプリをインストールしておく必要があります。

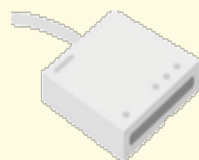
マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

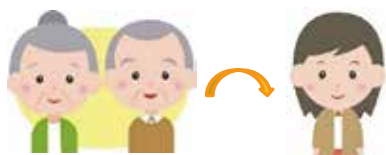
ICカードリーダーで読み取り

ICカードリーダーでマイナンバーカードの読み取り



- ※1 税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を利用した「ID・パスワード方式」によってもe-Taxで送信ができます（ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。）。
- ※2 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

確定申告書等作成コーナーの利用方法は動画でチェック



贈与税のしくみと申告手続
(暦年課税、相続時精算課税)



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス!



確定申告 動画



ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 一般的な税について、「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



タックスアンサー

